

# 残された税制の課題

民主党税制調査会勉強会

14年6月19日

中央大学法科大学院教授

森信茂樹

# 民主党のこれまでの税制議論

- 消費税低所得者対策
  - 軽減税率の代替案である給付付き税額控除の具体案の提示
  - さらには、勤労税額控除一ワーキングプア対策
- 配偶者控除の廃止
  - 女性の自立を促すためにも配偶者控除を廃止し、「家族控除」の導入を
- 租税特別措置
  - 法人税実効税率引き下げのためにも、租特透明化法を活用した租税特別措置のゼロベースからの見直しを

# 消費税増税法(第7条)

- 一 消費課税については、消費税率の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。
- イ 低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、**給付付き税額控除等の施策の導入**について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討する。
- ロ 低所得者に配慮する観点から、**複数税率の導入**について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討する。
- ハ 施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

# 軽減税率の問題点

## ① 制度執行コストの増大等

制度の簡素化、経済に対する中立性、事業者の事務負担、税務執行コストが増大する。

## ②再分配政策としての効果

高額所得者にもメリットが及ぶので再分配政策としての効果は乏しい。逆進性は変わらず。

## ③ 標準税率の一層の引上げ

軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得ない。

→「簡素な給付」、さらには「簡素な給付付き税額控除」で

## 英国スターバックス

通常のものは、  
テイクアウトはゼロ税率  
イートインは標準税率で  
値段が異なる



バナナまで  
そこで食べるか  
どうかで  
値段が違う



Bananas ★ 50p (eat in 60p inc)

英国スターバックス

温めて食べるものは  
テイクアウトしても  
ホットフードとして  
標準税率



## ホットキャビネット

この中で販売されるものは  
ホットフード(標準税率)



ドイツでも  
イートインか  
テイクアウトか  
で値段は異なる

Schoko-  
Muffin



mit feinsten Schokolade,  
Stück nur

1,89 to go  
2,39 Café

Butter-Streusel  
Schnecke



stets ofenfrisch,  
Stück nur

1,60 to go  
2,10 Café

Butter-Kirsch  
Schnecke



stets ofenfrisch,  
Stück nur

1,95 to go  
2,45 Café

Dänischer  
Plunder



himmlisch gut,  
Stück nur

1,99 to go  
2,49 Café

ドイツマクドナルド

イートインの場合



ich liebe es®

McDonald's Deutschland Inc.  
Alexanderplatz (S-Bahnhof)  
10178 BERLIN  
030 / 24 62 83 56  
[www.mcdonalds.de/kontakt](http://www.mcdonalds.de/kontakt)

## QUITTUNG

#ORD 16 -KS. 7 - 14/03/2014 13:33:02

ANZ ARTIKEL	TOTAL
1 Doppelhamburger	2.29

INNEN TOTAL	2.29
EUR	2.29

St.Nr. 143/250/50528

	SATZ	BRUTTO	MWST
INCL. MwSt.:19.00%		2.29	0.37

ハンバーガーの価格は  
2.29ユーロ  
(税込価格)  
税率(SATZ)は19%

Vielen Dank fuer Ihren Besuch!



ich liebe es®

ドイツマクドナルド

テイクアウトの場合

McDonald's Deutschland Inc.  
Alexanderplatz (S-Bahnhof)  
10178 BERLIN  
030 / 24 62 83 56  
www.mcdonalds.de/kontakt

# QUITTUNG

#ORD 53 -KS. 4 - 14/03/2014 13:08:11

ANZ ARTIKEL TOTAL

1 Big Mac 2.99

1 Doppelhamburger 2.29

Nachfragen

1 Cola 0,25 1.19

AUSSEN TOTAL 6.47

EUR 10.00

Rueckgeld 3.53

St.Nr. 143/250/50528

SATZ BRUTTO MWST

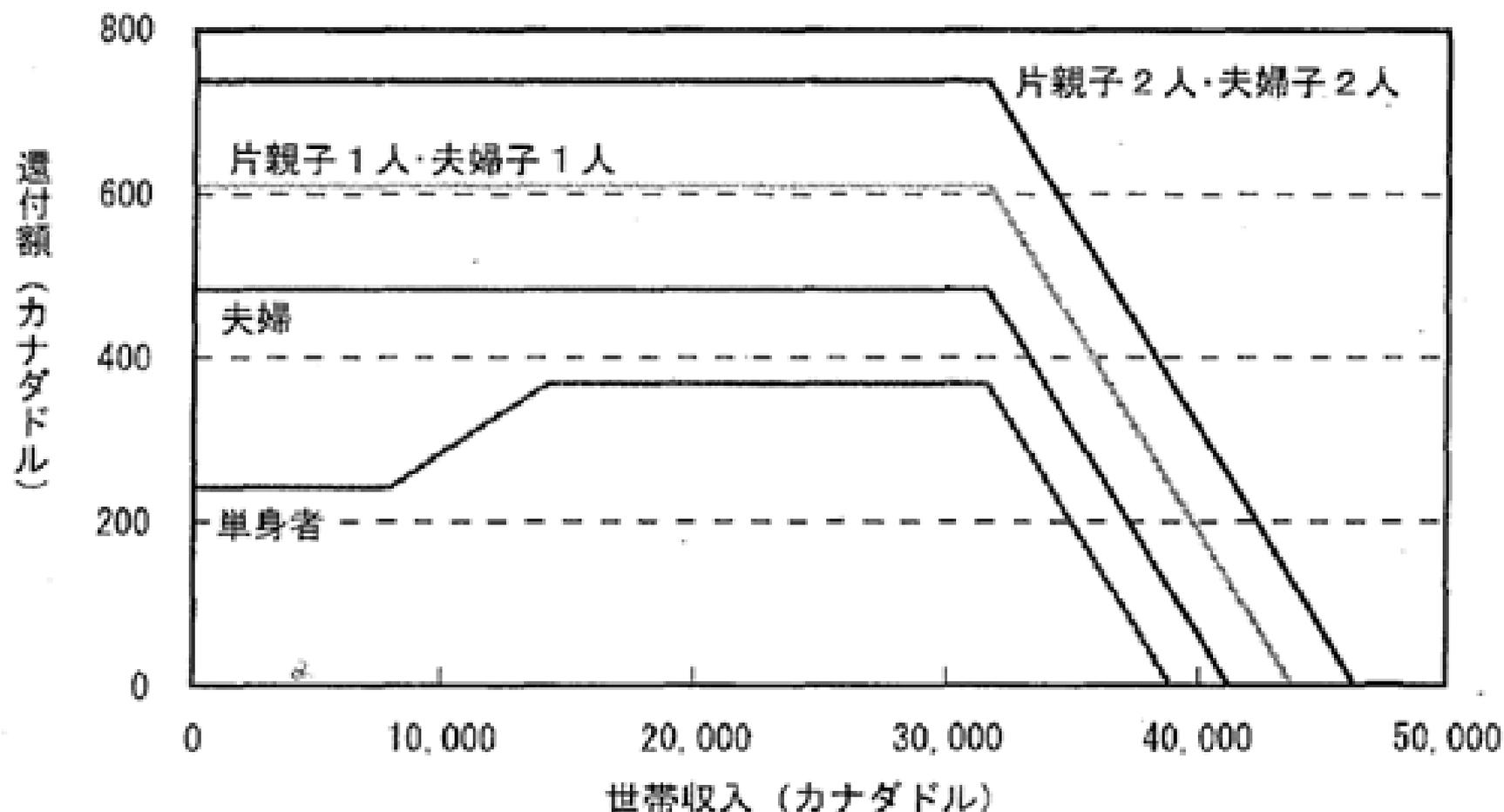
INCL. MwSt.: 7.00% 5.28 0.35

INCL. MwSt.: 19.00% 1.19 0.19

ハンバーガーの  
価格は2.29ユーロ  
(税込価格)  
税率(SATZ)は  
7%

Vielen Dank fuer Ihren Besuch!

## カナダの GST/HST 税額控除の概要 (2007 課税年度)

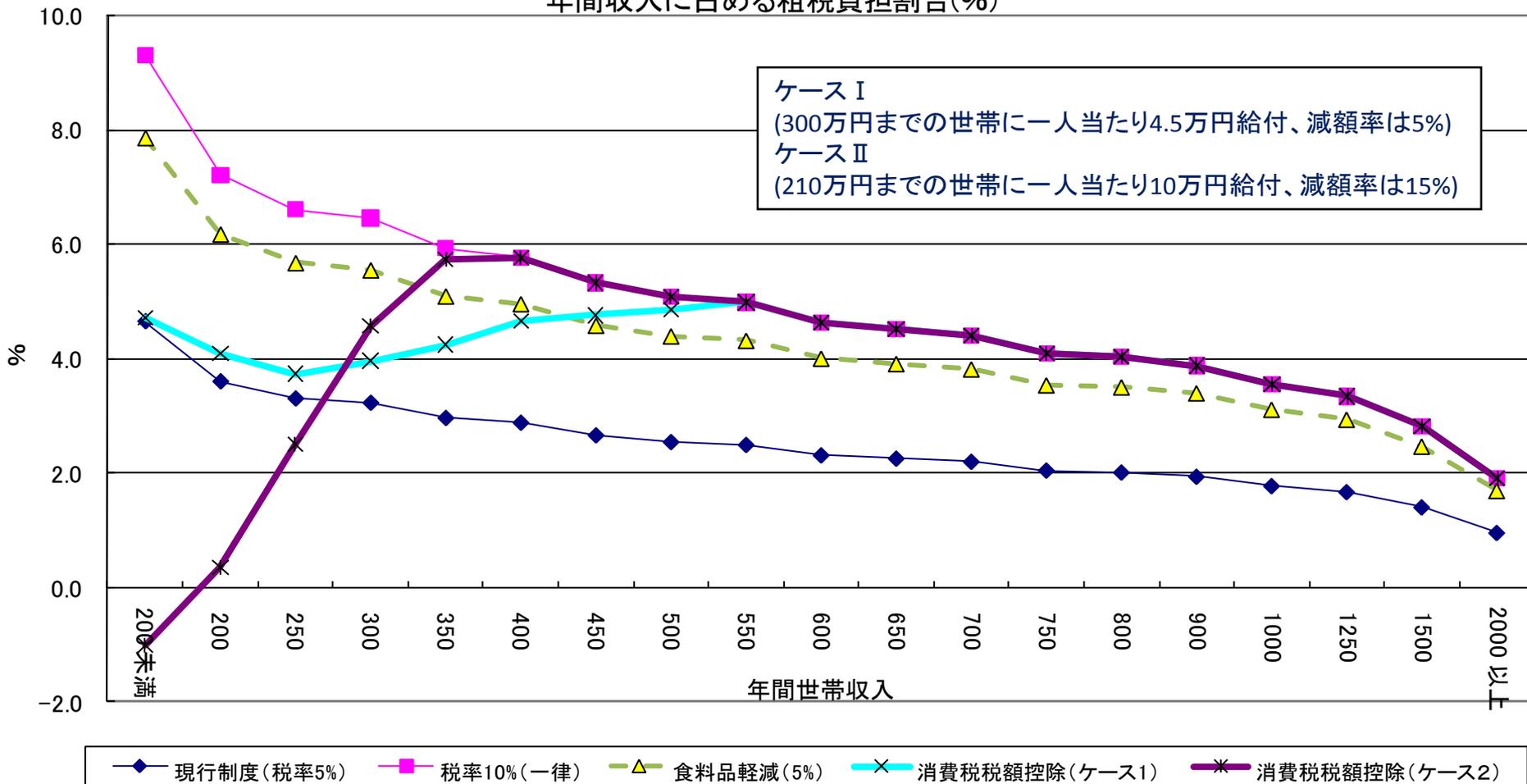


(出典) Canada Revenue Agency, Goods and Services Tax/Harmonized Sales Tax (GST/HST) credit.

<<http://www.cra-arc.gc.ca/bnfts/gsthst/menu-eng.html>>

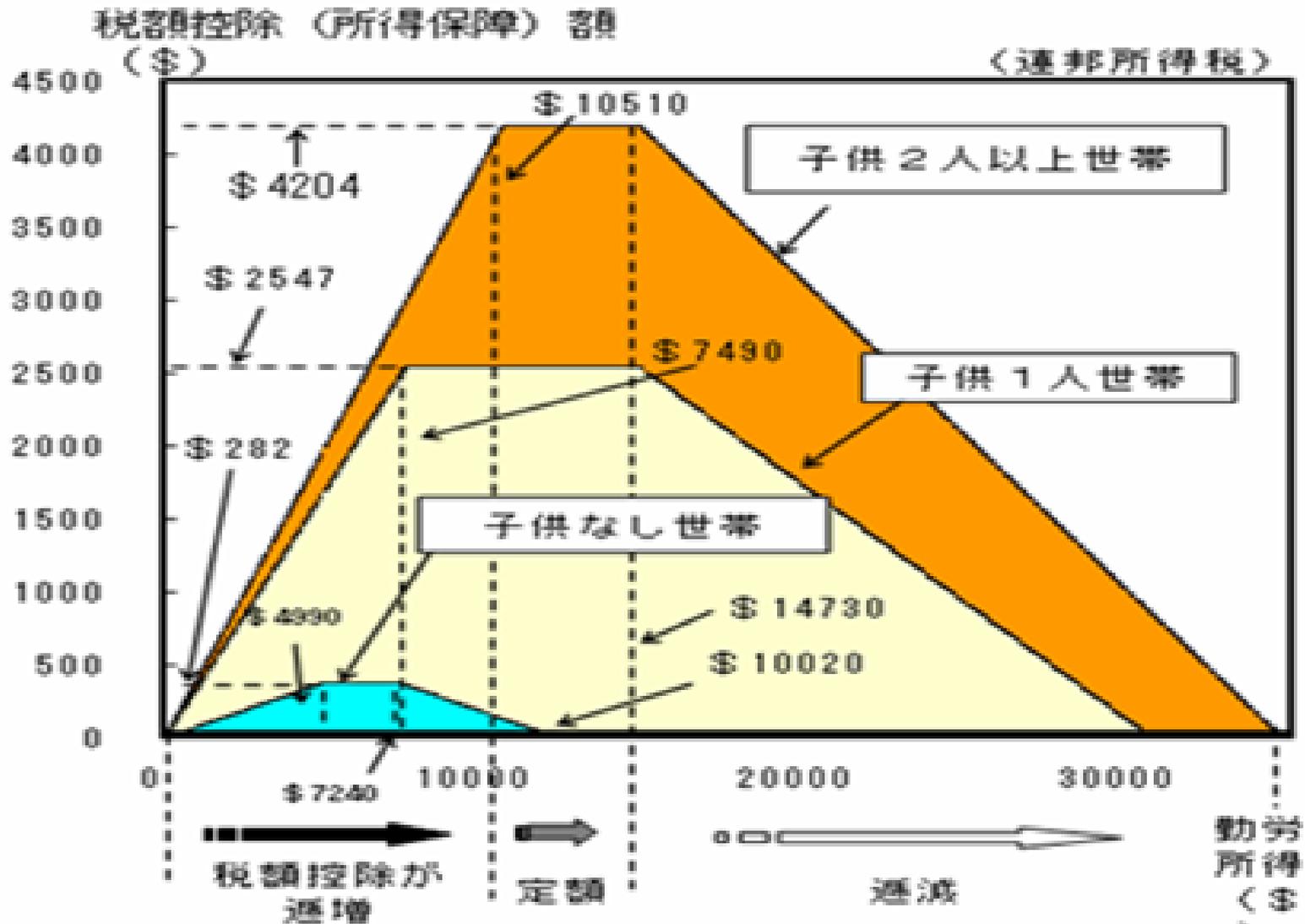
# 所得階級別消費税負担割合

年間収入に占める租税負担割合(%)



出典:「平成21年全国消費実態調査」(総世帯)より推計

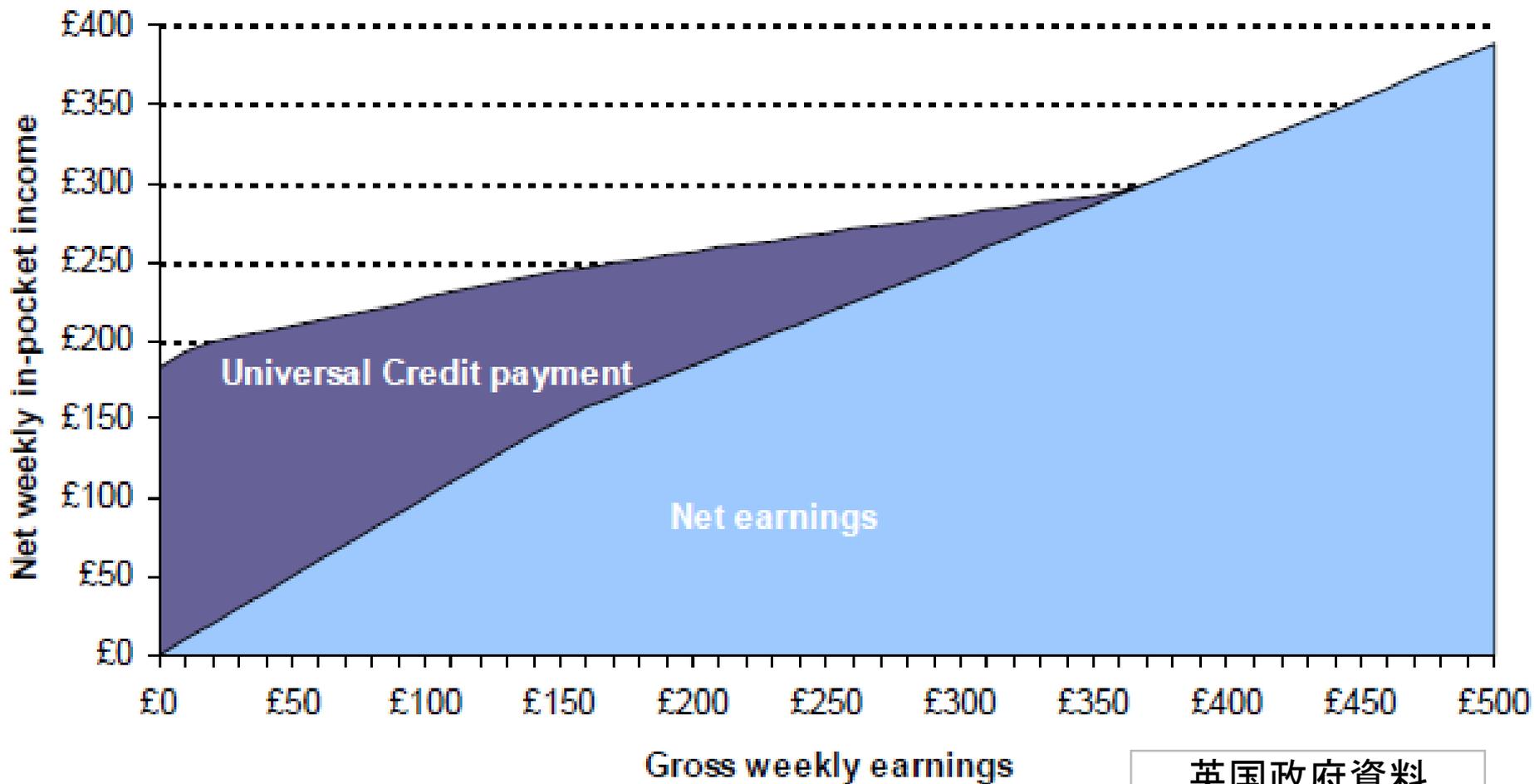
# 米国の給付つき税額控除の概要



出典:平成19年度経済財政白書

# キャメロン政権のユニバーサルクレジット

Universal Credit tops up earnings - illustrative  
single claimant with £100 per week housing costs



# 論点1

## 1、政策目的の明確化

雇用促進、子育て支援(少子化対策)を組み合わせた設計が必要。「一定所得以下の世帯に勤労所得に応じた税額控除・給付を行いつつ、子どもの数に応じて給付額を増加させる」ことが基本。年金世代への給付をどう考えるか。

## 2、既存の社会保障制度との整合性

(1)生活保護との整合性。若年層の生活保護受給増加を未然に防止するには、勤労を条件に、低スキル労働者・非正規雇用者に対してプレミアムを給付し生活保護受給額より手取りを多くすることにより、勤労インセンティブを与える必要がある。職業訓練中の生活保障制度との整合性も。

英国ブレア政権は、トランポリン政策として積極的労働政策とセットで導入。米国では、「最低賃金でフルタイム働けば貧困ラインから抜け出せる」ことが基本哲学。最低賃金制との整合性

(2)わが国の母子家庭の6割近くが相対的貧困。児童手当・児童扶養手当の抜本的改組による児童税額控除制度の導入も。

## 論点(2)

### 3、制度の簡素化

- (1) 米国不正受給の多い原因は、制度の複雑性にある。カナダ型のシンプルな制度は不正の問題が少ない。
- (2) 申告(米国)ではなく申請(英国、カナダ)に
- (3) 給付のいらぬオランダ型は魅力的。年末調整の活用は？
- (4) 適用除外——一定以上の資産・資産性所得がある者を適用除外するためには、源泉分離課税となっている利子所得などを名寄せ・把握できるように申告分離課税に改める必要がある。

## 論点3

### 4、執行にまつわる課題

#### (1) 執行官庁

先進諸国の例をみると、徴収の一元化を前提に、基本的に税務官庁が執行。ただ英国キャメロン政権は、これまでの多重な給付付き税額控除を整理統合したユニバーサル控除を2013年実施に向け準備中で、社会保障官庁が一元的に取り扱うとしている。オランダ型は、税と社会保険料の徴収一元化が必要。

#### (2) 不正受給の防止

正確な世帯ごとの所得の把握が必要となるので、2015年から稼働予定の番号を活用し、課税最低限以下の所得についても管理する必要がある。(一括管理か、国・地方の情報連携か)

#### (3) 地方自治体の関与・地方税をどうするか

## 5、その他

税制と社会保障制度を一体的にとらえ、所得再分配を効率よく行える新たな政策ツールを持つことは、わが国の所得し再分配政策の効率性を上げる。

加えて、わが国の縦割り行政を変え行政の効率化にもつながる。早急に責任官庁を決め、市町村の協力・関与も含めて、わが国の実情に合った具体的内容の検討を開始する必要がある。

# インボイス

軽減税率を正しく実行するにはインボイスはマ  
スト

インボイスとは、

- 1、消費税額が記載されていること
- 2、VAT番号が記載されていること

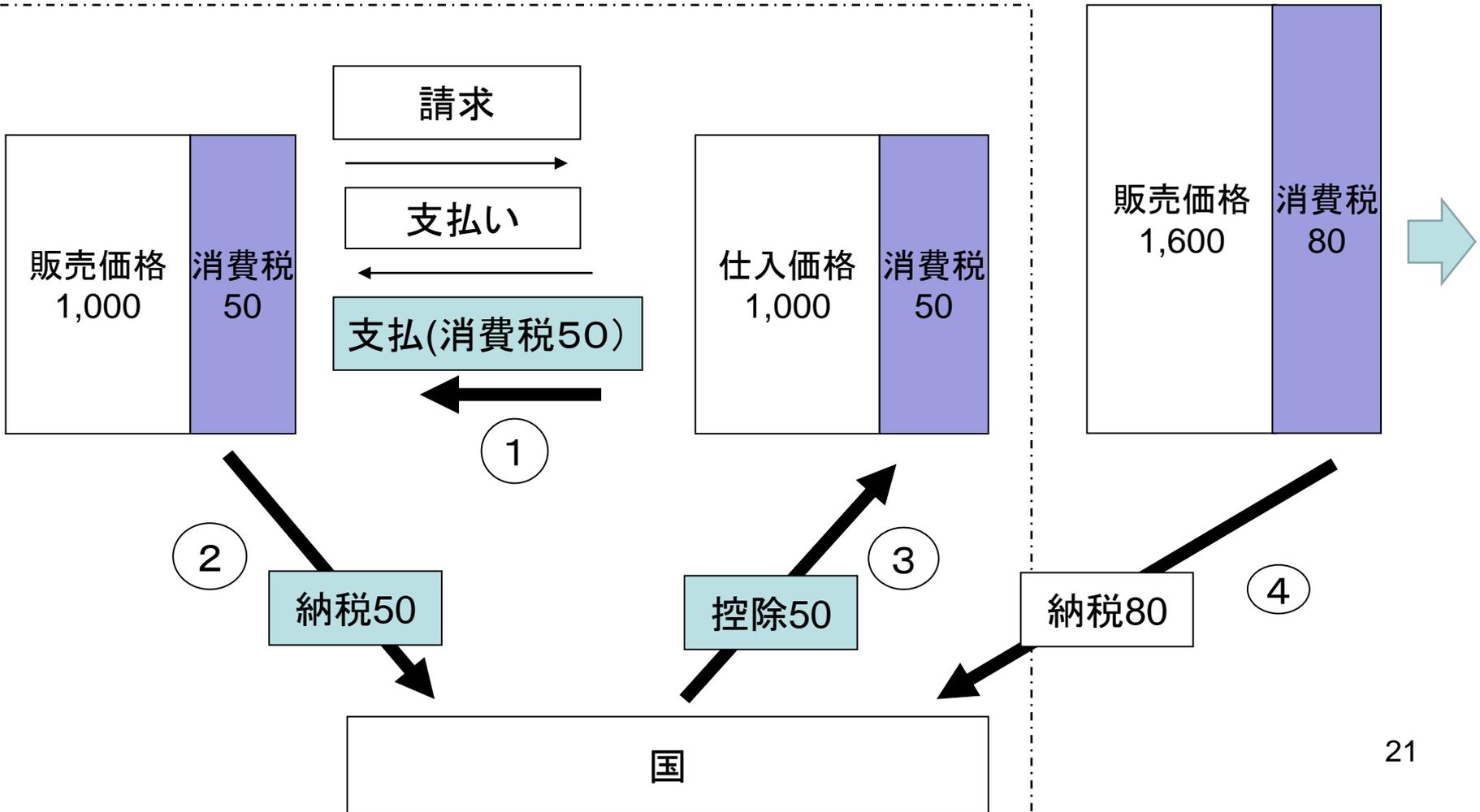
これにより、売り手、買い手、国の三者での税  
額のチェックが正しく行われる

事業者間の価格転嫁はこれにより確実に行わ  
れる

# 消費税の仕組みとインボイス

売手  
(卸売)

買手  
(小売)

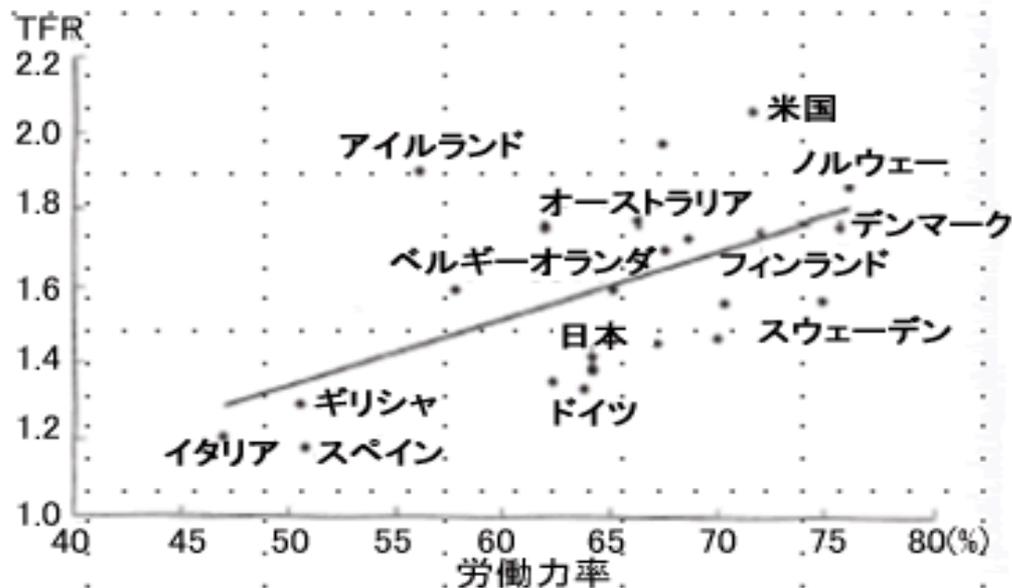
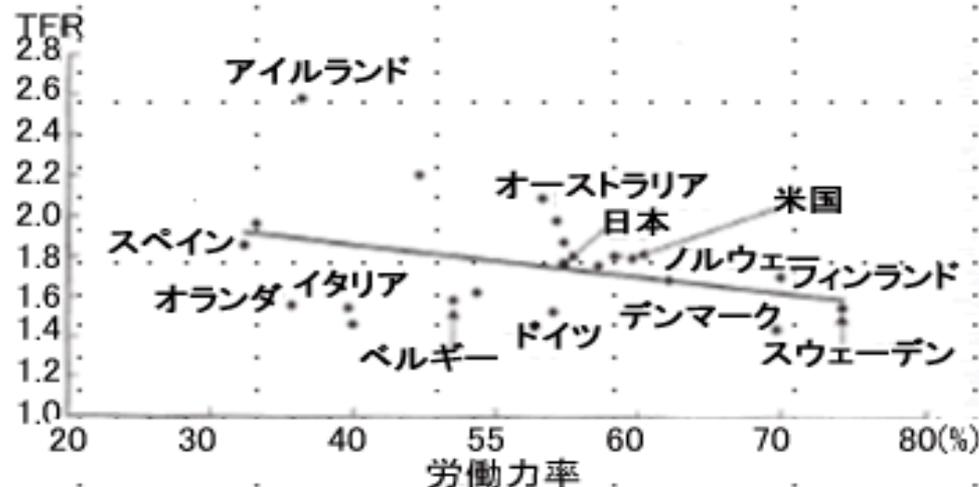


# 配偶者控除

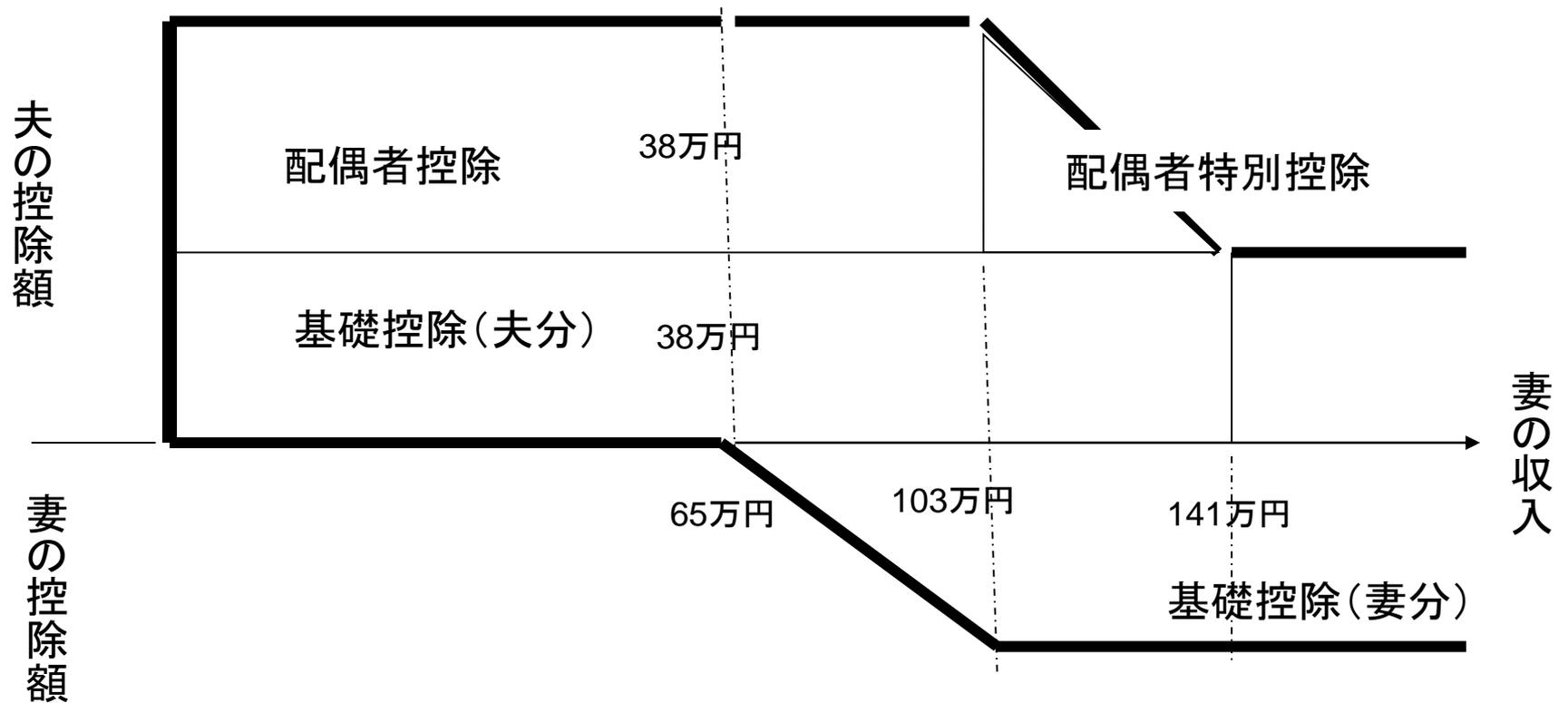
## 存在理由とその批判

- 「専業主婦」は家計に追加的な生計費がかかるので担税力が落ちる  
←主婦の家事労働は、本来課税されるべき帰属所得を生み出している
- 妻は家庭内の勤めを果たす「内助の功」で夫の所得の稼得に貢献している  
るので配慮すべきだ  
←「内助の功」は共稼ぎの場合でも生じている
- 専業主婦を優遇することが子化対策につながる  
←配偶者控除は、子供がいない専業主婦にも適用されている。OECD諸国  
は、女性の労働力率を引きあげつつ出生率も増加させてきた。
- これらに加えて、配偶者が就業しても、所得が103万円以下であれば、  
自らには課税関係が生ぜず、夫は配偶者控除が受けられるので、「二重  
控除」ではないかという税の公平性の観点からの批判もある。

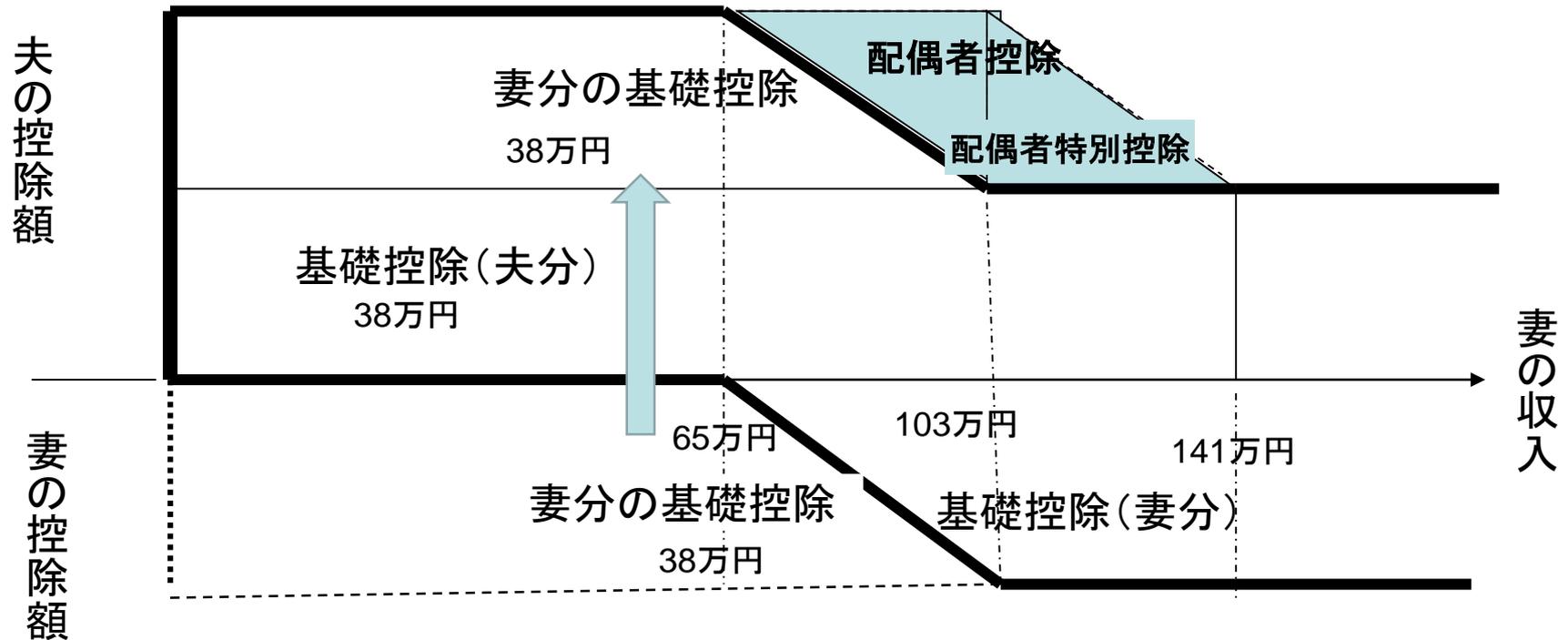
# 女性労働力率と出生率(OECD統計等)



# 現行の所得控除(基礎控除・配偶者控除等)



# 移転的基礎控除(家族控除)



妻の給与収入が65万円までは給与所得控除の最低保証があり妻は38万円の基礎控除が使えないので、その部分を夫が使えるようにする(移転可能)。現在この世帯は、配偶者控除を使っており税負担は変わらない。妻の収入が65万円から103万円の場合、妻は65万円を超える部分の基礎控除が使えるが、使い残し(給与収入—65万円)が生じているので、その分は夫が使えること(移転可能)とする。103万円を超え141万円までは、妻は自らの基礎控除38万円を満額使う(夫に移転する基礎控除はない)。妻の収入にかかわらず、夫婦の控除額は38万円+38万円の76万円と同一になる。図の青色部分がなくなることになる。

# 個人単位か世帯単位か

- それぞれ利害得失があり、どちらが決定的に優れているというわけではない
- 世帯単位一家族は扶養しあい同じ消費単位で経済活動を行っているので世帯単位で担税力を測ることは自然。しかし、既婚者と単身者との間の税制上の不公平、婚姻の中立性に影響、専業主婦家庭と共稼ぎ家庭との公平性などの問題を生じさせる。
- 累進税率の下での世帯単位税制は、同一の所得を有する世帯間(共稼ぎ、片稼ぎ)では税負担は同じになるが、結婚すると高い税負担が生じる(婚姻ペナルティー)。これを避けようと二分二乗(合算分割)方式をとると、同一の所得を持つ単身者と既婚者との間の不公平が生じる(婚姻ギフト)。また共稼ぎ世帯より専業主婦世帯の方が有利になり、専業主婦の就業インセンティブにも影響を与える(追加的所得に高い限界税率が適用される)。
- わが国は、シャープ税制以降個人単位。家族間での所得分配による租税回避、同一所得を稼ぐ片稼ぎ世帯と共稼ぎ世帯とでは共稼ぎ世帯が有利、等の問題がある。
- 世界の税制は個人単位と家族単位の折衷方式。米国では、個別申告と共同申告の選択制、英国では、90年に個人単位課税に移行、ドイツでは、個人単位課税と夫婦単位課税の選択。フランスは、N分N乗方式。
- わが国としては、個人単位から世帯単位や選択制に変更する特別の理由はない。世帯や個人のライフスタイルが多様化していることから、個人単位課税は合理性がある。

# N分N乗方式

- 世帯単位課税の考え方にに基づき、まず夫婦及び扶養子女の所得を合算する。次にこの合計所得を、家族の人数に応じた家族除数(N)で除した金額を算出し、ここから税率不適用所得(いわゆる「ゼロ税率」適用所得)を控除する。最後に、この金額に税率を適用して得られる税額にNを乗じ、世帯全体で納めるべき税額を算出する。
- 適用税率の平均化とあいまって、子供を多く抱える世帯の負担軽減に寄与する。
- 問題点—適用される累進税率が平均化されるため独身者世帯に比べて夫婦者世帯が有利になる、共稼ぎ世帯に比べて片稼ぎ世帯が有利になる、高額所得者に税制上大きな利益を与える、などの問題あり。

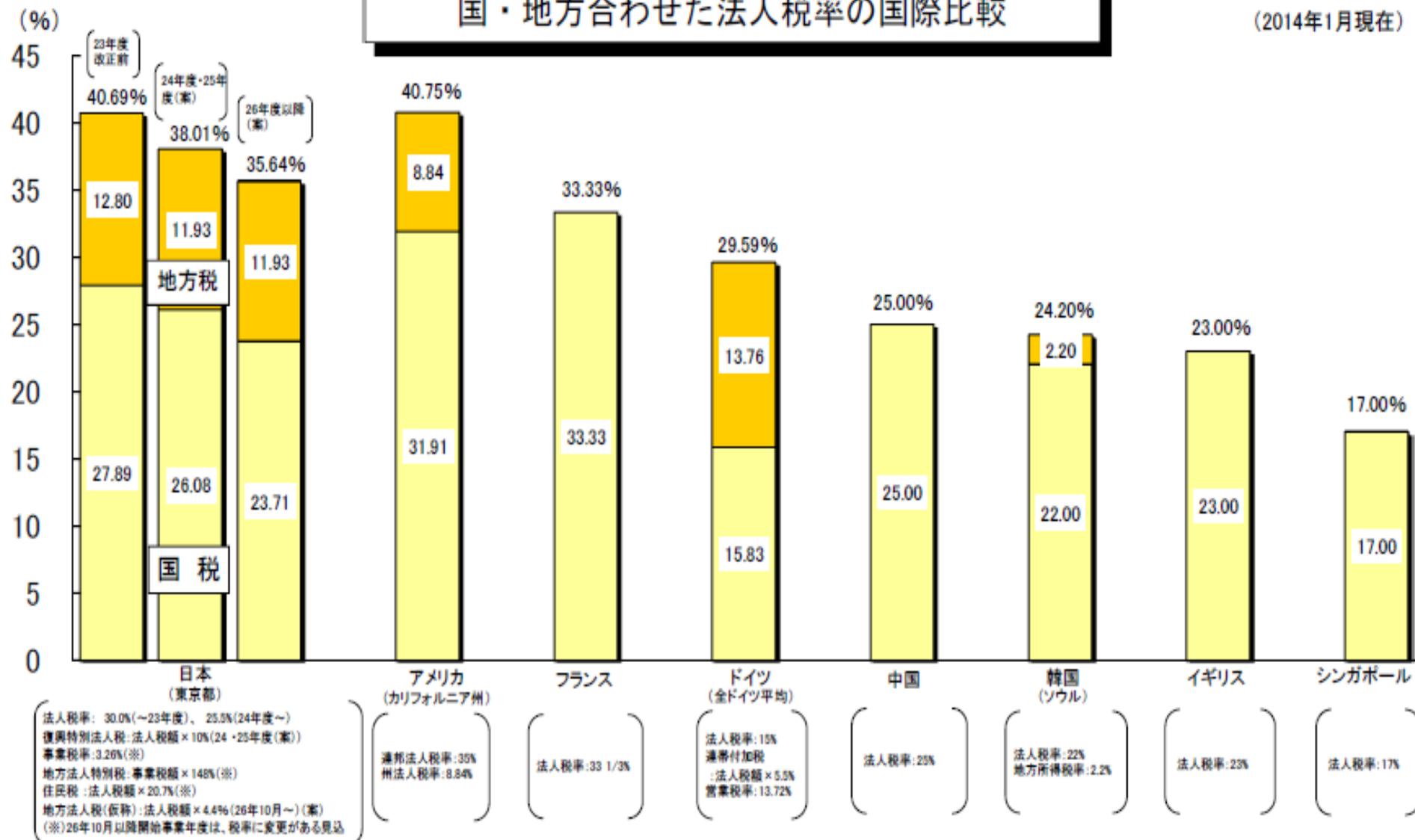
# 世帯単位課税(N分N乗方式)の税負担変化(試算)

	専業主婦世帯	共稼ぎ世帯		
		夫婦のみ	夫婦のみ	夫婦子2人
所得	夫1000万円	夫700万円 妻300万円	夫500万円 妻500万円	同左
個人単位 税負担	200万円	120万円	100万円	100万円
N分N乗 方式での 税負担	100万円  ( $1000 \div 2 = 500$ $500 \times 10\% = 50$ $50 \times 2 = 100$ )	100万円  (同左)	100万円  (同左)	50万円  $1000 \div 3 \times 5\%$ $\times 3 = 50$
差し引き 減税額	100万円	20万円	ゼロ	50万円

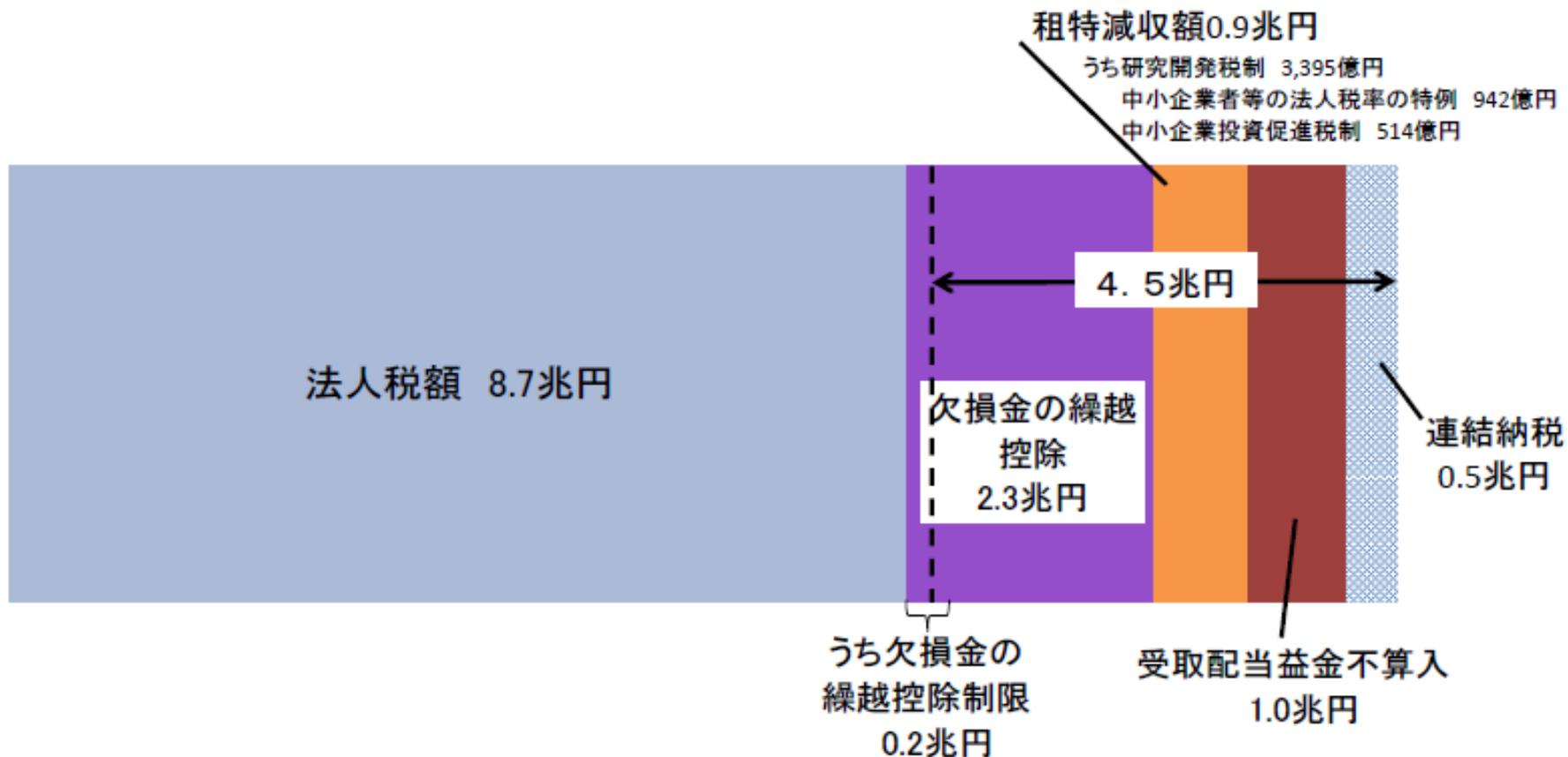
注 平均税率を、1000万円では20%、700万円では15%、500万円では10%、300万円台では5%、各種控除はなしと単純化。

# 国・地方合わせた法人税率の国際比較

(2014年1月現在)



# 法人税の課税ベース



(注)平成23年度会社標本調査などによる財務省試算。

# 租税特別措置透明化法

## ●目的

租税特別措置について、その適用状況を透明化するとともに適切な見直しを推進し、国民が納得できる公平で透明な税制の確立に寄与します。

## ●対象とする租税特別措置

租税特別措置法に規定する措置のうち、特定の政策目的の実現のために設けられたものとしします。

## ●適用実態調査の実施等

- (1) 法人税関係特別措置(減収効果のあるもの)の適用を受ける法人は、適用額明細書を法人税申告書に添付しなければなりません(平成23年4月1日以後終了する事業年度の申告から適用)。
- (2) 財務大臣は、法人税関係特別措置について、適用額明細書の記載事項を集計し、措置ごとの適用法人数、適用額の総額等を調査します。
- (3) 上記のほか、財務大臣は、租税特別措置の適用実態を調査する必要があるときは、税務署長に提出される調書等を利用できるほか、行政機関等に対し資料の提出及び説明を求めることができることとします。

## ●報告書の作成と国会への提出等

- (1) 財務大臣は、毎会計年度、租税特別措置の適用状況等を記載した報告書を作成します。内閣は、これを国会に提出します(翌年1月に開会される国会の常会に提出することを常例とします)。
- (2) 行政機関の長等は、政策評価を行うため、財務大臣に対し、適用実態調査により得られた情報の提供を求めることができることとします。